

沖勞発基 0423 第 1 号
令和 8 年 4 月 23 日

関係団体の長 殿

沖縄労働局長

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（機械の労働災害防止
等関係）の施行について

労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別のご配慮をいただき厚く御礼申
上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。
以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、令和 8 年 4 月 1
日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生
法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」とい
う。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する
法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。
以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日にそれぞれ公布され、労働安全衛生法
第四十七条第三項に規定する厚生労働大臣の定める設計審査の方法（令和 8 年厚生労働
省告示第 158 号。以下「設計審査告示」という。）等が令和 8 年 3 月 18 日以降にそれぞ
れ告示され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとされました。

当該改正内容について、令和 8 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 11 号にその詳細が示さ
れており、下記の厚生労働省 HP に掲載されているので、改正内容をご確認いただき、
その適正な運用をお願いいたします。

記

1 令和 8 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 11 号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001685788.pdf>



2 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html



以上